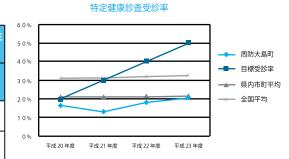
『第2期特定健康診査等実施計画』を策定しました

町では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年度から医療保険者として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施してきました。本計画は、第1期計画の実施状況を踏まえ、計画の見直しを行い、将来的な医療費の適正化を図ることを目的に新たに平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間とする『第2期周防大島町特定健康診査等実施計画』を策定しました。

▼第2期計画の概要

1 第1期計画と第2期計画の目標

- St. Mariness - Marines -			
計画区分	第 1 期 (平成 20 年度~平成 24 年度)		第 2 期(平成 25 年 度~平成 29 年度)
区分	目標 (平成 24 年度)	平成 23 年度 実績	目標 (平成 29 年度)
特定健康診査受診率	65%	20.5%	60%
特定保健指導実施率	45%	34.7%	60%



2 第1期計画における受診勧奨の取り組み状況

①はがき、電話による受診勧奨の実施 ②日曜健診を実施 ③心電図、アルブミン、クレアチニン、ヘモグロビンA1cの追加実施 ④がん検診との同時実施 ⑤前立がん検診との同時実施 ⑥集団健診の実施 ⑦無料クーポン券の交付

3 第1期計画における現状と評価

特定健康診査対象者のうち $40\sim50$ 歳の受診率が低い傾向にあります。また、健診結果の状況は、受診者全体でみると「異常なし」の割合が低く、「治療中」の人が約 4 割となっており、「要治療」者も約 2 割と高い率であり、重症化予防のための治療の継続や治療の受診勧奨等が重要となっています。

特定保健指導については、「積極的支援」から「情報提供」まで改善した人が53%、「動機付け支援」から「情報提供」まで改善した人が60%で、両者を合わせると約59%の人が「情報提供」まで改善しています。しかし、どの年齢でも「要医療」と判定された人の割合が高いので、受診勧奨を行い重症化予防を行っていく必要があります。

4 特定健康診査・特定保健指導の新たな取り組み

- (1)受診率向上対策
 - ① 受診勧奨の徹底 ②受診機会の拡充 ③事業主健診等の結果の活用
 - ④医療機関との連携 ⑤継続受診について ⑥周知活動の充実
- (2) 特定保健指導

従来の積極的支援、動機付け支援に加え「要医療」者に重症化予防のため、受診勧奨及び必要な保健指導を実施します。

◎特定健康診査の検診項目とは

 〈基本的な健診項目〉
 〈追加する項目〉

 ①質問項目
 ④血圧測定
 ⑦肝機能検査
 ①貧血検査

 ②身体計測
 ⑤血液検査
 ⑧検尿
 ②心電図検査

 ③理学的検査
 ⑥血糖検査
 ③血液検査

本計画は、町ホームページに掲載しています。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820(77)5502